

大阪市告示第 3 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のように市道の一部を廃止する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から 30 日間一般の縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 6 日

大阪市長 横 山 英 幸

路 線 名	区 間	廃 止 の 期 日
東淀川区第 627 号線	東淀川区上新庄 2 丁目 50 番の 7 地先から 同 区同 106 番地先まで (別紙参考図 1 参照)	告 示 の 日
東淀川区第 629 号線	東淀川区上新庄 2 丁目 155 番の 1 地先から 同 区同 156 番の 1 地先まで (別紙参考図 1 参照)	告 示 の 日
東淀川区第 630 号線	東淀川区上新庄 2 丁目 143 番の 1 地先から 同 区同 50 番の 7 地先まで (別紙参考図 1 参照)	告 示 の 日

東淀川区第1653号線	東淀川区菅原 6 丁目 610 番地先から 同 区同 614 番地先まで (別紙参考図 2 参照)	告 示 の 日
住吉区第2165の 1 号線	住吉区荻田 10 丁目 35 番の 1 地先から 同 区同 35 番の 8 地まで (別紙参考図 3 参照)	告 示 の 日
平野区第 1548 号線	平野区喜連西 3 丁目 1394 番の 11 地から 同 区同 2011 番地まで (別紙参考図 4 参照)	告 示 の 日

(建設局総務部管財課)